

岩手県告示第737号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成23年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
  - (2) 都市計画を変更する土地の区域 西根都市計画区域
  - (3) 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
    - ア 期間 平成23年12月7日から同月21日まで
    - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センター並びに八幡平市役所
  - 2 (1) 都市計画の種類 都市施設（道路）
  - (2) 都市計画を変更する土地の区域
    - ア 八幡平市大更第1地割から平館第12地割まで（別紙図面のとおり。）
    - イ 八幡平市大更第24地割から田頭第5地割まで（別紙図面のとおり。）
    - ウ 八幡平市大更第26地割から第21地割まで（別紙図面のとおり。）
    - エ 八幡平市大更第1地割から平館第15地割まで（別紙図面のとおり。）
    - オ 八幡平市大更第36地割から田頭第10地割まで（別紙図面のとおり。）
  - (3) 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
    - ア 期間 平成23年12月7日から同月21日まで
    - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部岩手土木センター並びに八幡平市役所
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。